

働き方改革に向けた「ゆう活」・「あさ活」等を試行します

国において、職員のワークライフバランスの推進及び働き方改革は、政策の質や行政サービスを向上させるために不可欠なものとされています。今年度も、国の取組の趣旨に鑑み、試行的に実施します。

1 目的

職員のワークライフバランスの推進を図るとともに、効率的な業務を行うための創意工夫を促すことで、時間外勤務を削減し、職員・職場の意識改革を進めることを目的とします。

2 試行期間

令和元年7月1日から令和2年2月29日までの8か月間
(平成30年度は、7月1日から12月28日までの6か月間に試行)

3 実施内容

あさ活(夕型勤務)、ゆう活(朝型勤務)の実施

希望者は、各所属の業務に支障を及ぼさない範囲内で、下表の勤務パターンのいずれかの形で勤務を行うことができます。

	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19 (時)
通常の勤務時間														
あさ活・ゆう活														
D 勤務														
E 勤務														
F 勤務														
G 勤務														
H 勤務														
I 勤務														

4 今後の展開

今年度の実施結果を踏まえ、検討します。

本件に関するお問い合わせ先

職員課 人事係

電話 直通 / 027-898-6507